

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

背景

- 小型無人機は、法制定当時と比較して、飛行速度等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会に広く普及
- 小型無人機を悪用した重大事案の発生が懸念される中、重要施設に対する危険の未然防止に万全を期する必要

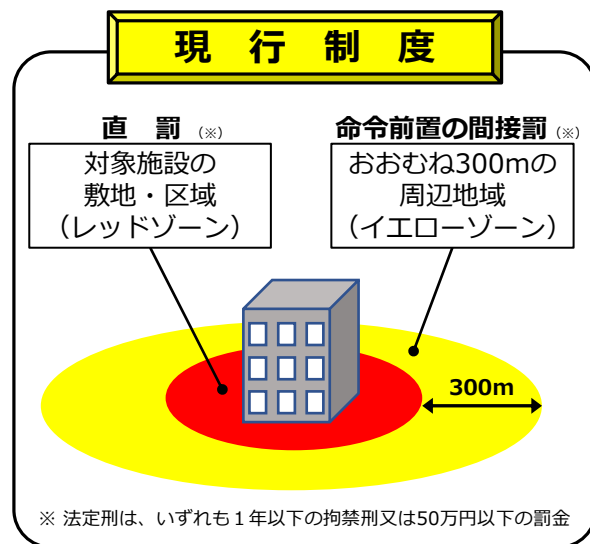
改正の概要

1 対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大（第3条～第8条）

その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域を「対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね千メートルの地域」に拡大

2 罰則の創設（第14条）

イエローゾーンの上空で小型無人機等の飛行を行った者に対する罰則を創設
法定刑：6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



3 対象施設の追加

- 国内要人が出席する行事会場等を、警察庁長官が必要な期間を定めて対象特別要人所在施設として指定（第3条の2）
- 外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、外務大臣が必要な期間を定めて対象外国公館等として指定（第5条）

4 対象施設の安全の確保のための措置に関する規定の整備（第11条）

対象施設に対する危険を未然に防止するために警察官がとることができる措置に、対象施設の管理者その他関係者に対し必要な措置をとることを命ずることが含まれることを明確化